

激甚化する自然災害への対応と地域の安全・安心を
確保するための社会資本整備の更なる推進を求める意見書

我が国では近年、地震、台風、豪雨等の自然災害が各地で発生しており、本年においても、7月に九州や岐阜県木曾川上流域等を襲った「令和2年7月豪雨」では、広範囲にわたって多数の土砂災害、河川堤防の決壊等が生じ、多くの尊い生命が犠牲になるとともに貴重な財産が失われ、河川増水による落橋や土砂崩落等により道路や鉄道ネットワークが寸断され、孤立が発生するなど国民生活や社会経済活動に多大なる影響を与えました。

近年、激甚化・頻発化する災害は、気候変動の影響が顕著化しているものと考えられ、かつて経験したことのない災害にいつ見舞われても不思議ではなく、地域の安全・安心を確保するため、防災・減災、国土強靱化の重要性が一層増しており、喫緊の課題となっており、引き続き全力で取り組む必要があります。

よって、国におかれては、激甚化する自然災害に対応するため、下記事項に取り組まれるよう強く要望します。

記

- 1 令和2年度で終わる「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を令和3年度以降も継続するとともに、地方負担分を軽減する措置も含め必要な予算を安定的に別枠で確保すること。
- 2 排水機場や避難に必要な道路橋梁等、社会基盤施設の機能を災害時にも確実に発揮させるためには、継続的な施設の修繕・更新が不可欠であり、老朽化対策に必要な予算を安定的に別枠で確保すること。
- 3 新型コロナ禍においても、日常生活と経済活動に欠かせない物流の安定的な確保や、国内サプライチェーンの強化に資する交通基盤の整備を着実に推進すること。
- 4 安全・安心のために必要な社会資本整備を着実に推進する予算を十分に確保すること。
- 5 広域的な大規模災害時において、迅速かつ円滑な復旧等に資するTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）による迅速かつ円滑な対応のため、現場に必要な人員や体制・機能の拡充・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年12月24日

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 総務大臣 財務大臣
農林水産大臣 国土交通大臣 内閣府特命担当大臣(防災) 国土強靱化担当大臣 宛

兵庫県丹波篠山市議会

議長 森本 富夫